

令 2 薬 務 第 1 7 2 号
令和 2 年（2020 年）5 月 1 3 日

（関係団体の長） 様

山口県健康福祉部薬務課長

新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関係法令に係る
行政手続の押印省略等の扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、化学物質安全対策室、医薬安全対策課、監視指導・麻薬対策課及び血液対策課から連名で別添のとおり通知がありました。

については、この通知に基づき本県に提出される申請等の対応は下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

- 1 当面の間、別添の通知に記載されている薬事関係法令に定める許可の申請や各種届出等の諸手続きについて、所要の代表者等の押印がない場合も受け付ける。ただし、押印がない理由を様式備考欄に記載又は理由書により提出すること。
- 2 後日（平常の社会生活に戻った場合等）、代表者等の押印された申請書や届書の差し替えを提出すること。
- 3 2 について、その他の方法による場合等は、管轄の健康福祉センター（保健所）へ相談すること。